次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報又は地方団体の徴収金の納付し、若しくは納入すべき額に関する情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示
［一～十六　略］	［一～十六　同上］
十七　主務省令第五十七条の二第一号に掲げる事務　同号ハ及びニに掲げる情報	十七　主務省令第五十七条の二第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
十八　主務省令第五十七条の二第二号に掲げる事務　同号ハ及びニに掲げる情報	十八　主務省令第五十七条の二第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
十九　主務省令第五十七条の二第三号に掲げる事務　同号ハ及びニに掲げる情報	十九　主務省令第五十七条の二第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
二十　主務省令第五十七条の二第四号に掲げる事務　同号ハ及びニに掲げる情報	二十　主務省令第五十七条の二第四号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
二十一　主務省令第五十七条の二第五号に掲げる事務　同号ハ及びニに掲げる情報	二十一　主務省令第五十七条の二第五号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
［二十二～五十三　略］	［二十二～五十三　同上］
五十四　主務省令第百二十六条第一号に掲げる事務　同号チに掲げる情報	五十四　主務省令第百二十六条第一号に掲げる事務　同号ヘに掲げる情報
五十五　主務省令第百二十六条第二号に掲げる事務　同条第一号チに掲げる情報	五十五　主務省令第百二十六条第二号に掲げる事務　同条第一号ヘに掲げる情報
［五十六～六十五　略］	［五十六～六十五　同上］
六十六　主務省令第百四十三条第一号に掲げる事務　同号ホに掲げる情報	六十六　主務省令第百四十三条第一号に掲げる事務　同号リに掲げる情報
［六十七～七十二　略］	［六十七～七十二　同上］
七十三　主務省令第百五十七条第二十二号に掲げる事務　同号イに掲げる情報	七十三　主務省令第百五十七条第十九号に掲げる事務　同号イに掲げる情報
［七十四～七十九　略］	［七十四～七十九　同上］
八十　主務省令第百六十五条第一号に掲げる事務　同号チに掲げる情報	八十　主務省令第百六十五条第一号に掲げる事務　同号ヘに掲げる情報
八十一　主務省令第百六十五条第二号に掲げる事務　同条第一号チに掲げる情報	八十一　主務省令第百六十五条第二号に掲げる事務　同条第一号ヘに掲げる情報
［八十二～八十五　略］	［八十二～八十五　同上］
八十六　主務省令第百六十九条第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	八十六　主務省令第百六十九条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
［八十七　略］	［八十七　同上］
八十八　主務省令第百七十条第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	八十八　主務省令第百七十条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
［八十九～九十一　略］	［八十九～九十一　同上］
九十二　主務省令第百七十三条第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	九十二　主務省令第百七十三条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
［九十三　略］	［九十三　同上］
九十四　主務省令第百七十四条第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	九十四　主務省令第百七十四条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十五　主務省令第百七十四条の二第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	［新設］
九十六　主務省令第百七十四条の二第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	［新設］
九十七　主務省令第百七十四条の二第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	［新設］
九十八　主務省令第百七十四条の三第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	九十五　［同上］
九十九　［略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。